

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

宇垣荘小規模多機能型居宅介護事業所

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定番号 3390101164)

当事業所はご利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。

◇ ◆ 目次 ◆ ◇

1. 事業所経営法人	1
2. ご利用事業所	2
3. 事業所の概要・事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	7
7. 緊急時の対応	7
8. 協力医療機関、協力施設	8
9. 事故発生時の対応	8
10. 非常火災時の対応	8
11. ご利用者及びご家族の守るべき事項	8
12. 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き	9
13. 成年後見制度の活用支援	9
14. 虐待の防止のための措置に関する事項	9
15. ご利用者の個人情報管理について	9

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 恩賜財団 済生会 支部岡山県済生会
- (2) 法人所在地 岡山市北区国体町 2 番 25 号
- (3) 電話番号 (086)252-2211
- (4) 代表者氏名 支部長 山本 和秀
- (5) 設立年月 昭和 27 年 5 月 22 日

2. ご利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護
指定介護予防小規模多機能型居宅介護
指定日：平成 24 年 7 月 1 日
指定番号：3390101164
- (2) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い
利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生
活の支援を目的として、通い、訪問、宿泊サービスを柔
軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 宇垣荘 小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 事業所の所在地 岡山市北区御津宇垣 2069-10
- (5) 電話番号 (086)724-0707
- (6) 代表者氏名 秋山 敏夫
- (7) 管理者氏名 佐々木 徹
- (8) 当事業所の運営方針 利用者 1 人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域で
の生活を継続することができるよう、地域住民との交
流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状
況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、
訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより
地域での暮らしを支援します。
- (9) 開設年月 平成 24 年 7 月 1 日
- (10) 登録定員 24 名（通いサービス定員 15 名・宿泊サービス 8 名）

3. 事業所の概要・事業実施地域及び営業時間

(1) 事業所の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しております。

宿泊室	個室（電動ベット、手洗い）6室	9.6～9.8 m ²
宿泊室	二人部屋（電動ベット、手洗い）2室	17.6（8.8） m ²
共同生活室	食堂・機能訓練室	71.3 m ²
浴室	一般浴室、機械浴室（併用）	
消防整備	自動火災報知器、非常通報設備、非常用照明、スプリンクラー、消火器、誘導灯	

(2) 通常の事業の実施区域 岡山市北区御津中学校区域内

(3) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	基本時間 9時～16時
訪問サービス	基本時間 24時間対応
宿泊サービス	基本時間 16時～9時

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職員配置	職 務 内 容
1：管理者	1	事業内容調整
2：介護支援専門員	(1)	サービス調整
3：看護職員	1	健康チェック
4：介護職員	6以上	日常生活の援助

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1：管理者	勤務時間：8：30～17：30
2：介護支援専門員	勤務時間：8：30～17：30
3：看護職員	勤務時間：8：30～17：30
4：介護職員	日勤： 8：30～17：30 夜勤：17：00～09：00（翌） ※その他利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の介護保険給付金負担額が給付されます。

<サービスの概要>

1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な介護を行い、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・希望者には、当施設の車で送迎いたします。

2) 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気）は無償でさせていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

① 医療行為

② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③ 利用者もしくはその家族等に対して行なう迷惑行為

3) 泊りサービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

＜サービス利用料金＞

- ☆ 利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）です。別紙の料金表によって、利用者のサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額をお支払下さい。
（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）
- ☆ 月の途中から登録した場合及び月の途中で登録を終了した場合には、その期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。
- ☆ ご利用者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。
- ☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要＞

① 食事

- ・提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用を、実費相当額の範囲にて負担していただきます。

② 宿泊に要する費用

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。屋外レクリエーション（ハイキング、遠足、散歩等）も行います。

教養娯楽費及びレクリエーション費

④ 日常生活上必要となる諸費用の実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑤ 通常の実施地域以外の利用者に対する送迎費

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、毎月10日までに請求書を発行しますのでその月の20日までに次のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア、金融機関からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：中国銀行

イ、指定口座への振込

ウ、窓口での現金払い

中国銀行 金川支店 普通預金口座 No. 1246877

宇垣荘 小規模多機能型居宅介護事業所

岡山県済生会常務理事 森本 尚俊

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、小規模多機能型サービスの利用を変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス中止又はサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただく場合があります。ただし、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情の受付やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者：佐々木 徹

○受付時間

毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日の場合は除く）

(2) 苦情受付ボックス（みなさまの声）を1階に設置しています。

- (3) 第三者委員を委属しています。 佐々木 基彰（弁護士）
草野 候一（前町内会副会長）

(4) 行政機関・その他苦情受付機関

○岡山県運営適正化委員会

TEL 086-226-9400

○岡山県国民健康保険団体連合会

TEL 086-223-8811

○岡山市高齢福祉部事業者指導課

TEL 086-212-1013

○岡山市高齢福祉部介護保険課

TEL 086-803-1240

7. 緊急時の対応

利用者の主治医又は医療機関への連絡を行い、医師の指示にしたがいます。

また、緊急連絡先に連絡致します。

下記について、ご指定がありましたらご記入ください。ご指定がない場合は、当方にて対応させていただきます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	— —
緊急時の搬送先	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	— —

※ご家族の連絡先をご記入ください。

緊急連絡先	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	

8. 協力医療機関、協力施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関と連携体制を整備しています。

岡山済生会総合病院	岡山市北区国体町2番25号
本郷歯科医院	岡山市北区御津金川762

9. 事故発生時の対応

- ・事業所は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した旨を職員より連絡があり次第、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ・事業所は、サービスの提供にともなって事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- ・事故再発防止のために職員会議などで徹底します。
- ・事故の状況及び事故に際して行った処置について記録します。

10. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画にそって対応します。

防火管理者	秋山 敏夫
消防用設備	自動火災報知機・非常通報装置・スプリンクラー設備等

11. ご利用者及びご家族の守るべき事項について

ご利用者やご家族の皆様が安心してサービスをご利用いただくため、次の事項についてご理解とご協力をお願いいたします。

- ・火災防止や安全確保のため、火気の取り扱いには十分ご注意ください、事業所内での喫煙や飲酒はご遠慮ください。
- ・建物や設備、備品等は大切にご使用いただき、破損したり、無断で持ち出したりしないようお願いいたします。
- ・他の利用者様や職員が安心して過ごせるよう、喧嘩や口論、暴力、暴言、脅迫、セクシャルハラスメント等、他の方の迷惑となる行為はお控えください。
- ・他の利用者様や職員が不快に感じたり、周囲の秩序を乱したりする行為はお控えください。
- ・職員に対して、介護サービスの適切な提供を妨げるような過度な要求や、暴言、威圧的な言動などの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）はお控えください。
- ・その他、事業所の規程や職員からの安全確保等に関するお願いについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、これらの事項が守られず、安全で適切な介護サービスの提供や職員の安全確保が難しいと判断した場合には、行為の中止や改善をお願いし、事業所との信頼関係を維持することが困難となった場合には、サービス提供をお断りし利用契約をさせていただきます。

1 2. 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

事業所は、差アービスの提供に当たっては、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の利用者を制限する行為を行わないものとし、やむを得ず身体拘束を行う場合にはその様態及び時間、利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録するものとする。

1 3. 成年後見制度の活用支援

事業者は、利用者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じ成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

1 4. 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、虐待の防止に関する責任者を管理者と定め、サービス提供中及びご利用者の居宅において虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報いたします。

1 5. ご利用者の個人情報管理について

- 事業者・サービス従事者は、サービス担当者会議等でご利用者へのサービス向上のために個人情報を用いることがあります。ただし、業務上知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏洩いたしません。
- 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 事業者は、ご利用者の円滑な契約解除のための援助を行う場合に、ご利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

宇垣荘 小規模多機能型居宅介護事業所

令和 年 月 日

説明者職名 管理者 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供に同意しました。

並びに個人情報の取扱いについても同意しました。

利用者住所

_____ 氏名

代理人住所 続柄

_____ 氏名

家族住所 続柄

_____ 氏名

※この重要事項説明は、厚生労働省令第34号（平成18年3月13日）第88条（第9条準用）の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。